

自然環境保全法の前回改正（平成 21 年 6 月）及び現状

法律改正の必要性

▶生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり

- ・生物多様性基本法の制定（平成 20 年）等、生物多様性の保全に対する国民的要請の拡大

▶生物を育む、豊かな海域の適切な保全

- 干潟、サンゴ礁等の生物多様性に富んだ海域は、海の恵みを育む場であり、優れた海域の自然環境は重要な観光資源となるなど、豊かな国民生活を支える環境として適切な保全が必要
- ・改正前の制度（海中特別地区）は海中の自然環境のみを保全の対象としており、海中と海上が一体的に優れた海域の自然環境を構成する、干潟、岩礁域等の保全には不十分
- ・一方、無秩序なウォッチングツアー等による海域の野生動物への影響等が顕在化

▶シカの食害等により損なわれた生態系の回復

- ・シカによる食害の深刻化、他地域からの動植物の侵入等による生態系への被害が各地で発生

生物の多様性の確保のための施策の充実

改正法の骨子

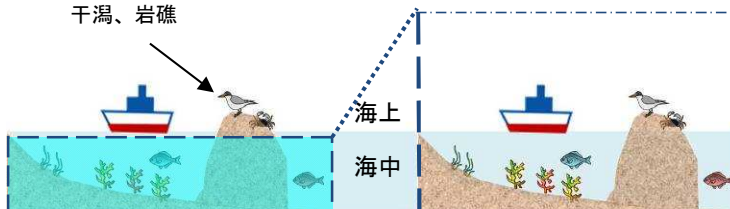
1. 目的規定の改正 — 「生物の多様性の確保」を目的規定に追加 —

2. 海域における保全施策の充実

①海域特別地区制度の創設

海中だけを対象とした海中特別地区を、海上を含む制度に見直し、海中と海上が一体的に豊かな生物多様性を育む、干潟、岩礁域等の保全を推進

干潮時に干出する
干潟、岩礁



海中特別地区(改正前)

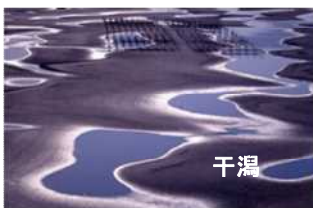
海域特別地区(改正後)



サンゴ礁(海中)



海鳥の生息地(海上)



干潟



岩礁

②海域における行為規制の追加

過剰な利用をコントロールして、海域の自然環境の保全を推進する

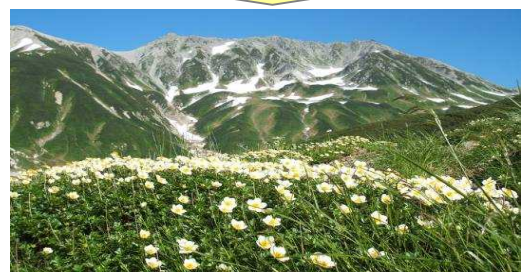
3. 生態系維持回復事業の創設

自然環境保全地域でのシカの食害等の生態系被害を防止するため、防護柵の設置等を始めとした「生態系維持回復事業」を実施し、生態系の維持回復を促進



防護柵による植生保護

生態系の維持回復



4. 特別地区における動植物の放出等に係る規制の強化等

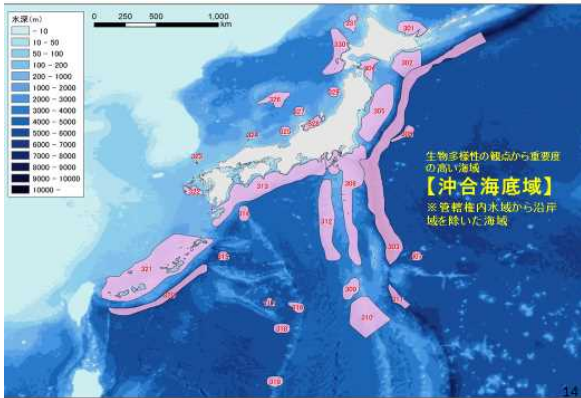
生態系に被害を及ぼす動植物の放出等や木竹の損傷について規制を追加

施行日：平成 22 年 4 月 1 日

これまでの取組状況

海洋保護区の拡充に向けた重要海域の抽出

・生物多様性条約の生態学的・生物学的に重要な海域（EBSA）の選定基準を踏まえ、生物多様性の観点から重要度の高い海域として、沿岸域・沖合表層域・沖合海底域で、321 海域を抽出（2016 年 4 月公表）



シカの食害等の被害状況の把握

・平成 27 年度に環境省が行った原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に関する情報収集業務により、現在の自然環境の被害の状況を整理した

被害の情報なし	5 地域
被害がみられる	3 地域
顕著な被害がみられる	3 地域
情報が不足	4 地域

・現時点では、生態系維持回復事業を導入する必要性は確認されていない（平成 30 年 5 月現在）

・一部の自然環境保全地域において、センサーカメラ等による調査や、オニヒトデによるサンゴの食害被害への対策事業を行っている

▶ 自然環境保全法の施行状況の点検

新自然環境保全法の施行（平成 22 年 4 月）から 5 年以上が経過し、附則第 9 条に従って、法の施行の状況を勘案し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる必要がある